

部活動細則

第1章 登録

第1条 会員は毎年4月の定められた日までに部活動登録（以下部という）を行わなければならない。

第2条 会員は2つ以上の部を兼ねることができるが、その際には2部登録用紙に記入して、部顧問の承認を得る。ただし、運動部に属しようとする場合は単独が望ましい。

第3条 登録の変更はできるが、やめようとする部、入ろうとする部双方の顧問の指導と了解を必要とする。

第2章 下校

第4条 会員は定められた下校時間を守る。

第3章 新設・休部・廃部

第5条 部活動は次の3つの条件が整ってはじめて成立する。

- 1 10名を超える部員、または大会等に出場できる人数が存在すること。
- 2 顧問教員（教諭，常勤講師）が付くこと。
- 3 活動場所が存在すること。

第6条 部の資格承認は部登録時をもって行われる。

第7条 部の新設

- 1 新たに部を興そうとする時は、同好会から始めなければならない。
- 2 成立の年度を含み2年間以上同好会の続いた段階で、部昇格を生徒会執行

部に申請することができる。

3. 同好会の活動費は、成立の次年度から、年間必要経費の半額を目安として支給する。

4. 同好会の大会参加・対抗試合出場は、成立の次年度から、年間2種類まで認める。なお旅費の支給についても年間2種類までみとめ生徒会支給規定に準ずる。

第8条 休部・廃部

1 部登録時（第二登録締切日以後の登録を入れず）、第5条の要件を満たさない部は休部とする。そのとき、会員は改めて別の部に登録しなければならない。

2 次の各項のいずれかに該当する場合、生徒会執行部の提案に基づき、部顧問会、代議員会、職員会の審議を経て休部とする。

(1) 部予算の執行については、正当な理由もなく予算の大幅な未消化が生じたとき。

(2) 大会・発表会等への参加が正当な理由もなく1年間みられなかったとき。

3 休部した部については、対抗試合出場、大会参加、予算請求権を認めない。

4 休部した部については、3年以内に第5条が満たされた場合、部への復活が認められる。

5 3年間休部となった部は廃部とする。

第9条 同好会の廃止

- 1 成立後、部登録時に第5条の要件（登録人数について10名以上）を満たさなかった同好会は廃止する。
- 2 大会・発表会等に2年間積極的に参加しなかった同好会については、生徒会執行部の提案に基づき、部顧問会、代議員会、職員会の審議を経て廃止する。

第4章 部室使用

第10条 部室は毎年部登録時に、執行部が提案して部長会、部顧問会、職員会を経て配分される。ただし特別の事情がない限り前年どおりとする。

第11条 部顧問は部室の使用について指導監督をする。

第12条 部活動時以外の時間における部室利用はさせない。

第13条 廃部となった部の部室は、その配分について、部顧問会の承認を得て職員会議を経て決定する。

第5章 細則の改正

第14条 本細則の改正については生徒会会則第50条に準ずる。